

## 兵庫県地域限定保育士試験保育実技講習会における修了判定基準

兵庫県地域限定保育士試験における保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって、修了したものと認定する。

なお、以下の項目に一つでも当てはまる場合は、原則「未修了」とする。

### 第1 出欠状況

(1) 講義および保育実践見学実習（以下、「講義等」とする。）を欠席した場合。

ただし、公共交通機関の運休等、受講者の責に帰さない事由で講義等の会場へ行くことができない場合は、講義等開始前までに講師または講習会運営事務局(以下、「事務局等」とする。)に連絡をし、かつ別日への受講振替を行った場合は欠席として扱わない。

(2) 講義等開始後、事務局等の許可を得ずに途中退出、早退した場合。

ただし、受講者からの体調不良等の申出があり、やむを得ず離席又は退席の必要がある場合は、習得範囲への影響度合いや、別日への受講振替の実施状況などにより判断する。

(3) 講義等に遅刻した場合。

ただし、公共交通機関の大幅な乱れにより講義等の開始時間に間に合わない旨を講義開始前までに事務局等に連絡をした場合は、習得範囲への影響度合いや、別日への受講振替の実施状況などにより判断する。

(4) 事務局等の判断により、オンラインによる講習の実施を行う場合で、受講者の本人確認ができない場合。

### 第2 受講姿勢

(1) 事務局等の指導に従わず、講義等の進行を妨害する、講義等と関係のない行動をとる等、講義等の受講態度が不適切で、事務局等から注意を受けても改善が見られない場合や、退出を指示された場合。

### 第3 提出物

(1) 造形表現の演習、音楽表現の演習、言語表現の演習および保育実践見学実習において、講師が指示するレポートのいずれかが提出期限内に提出されていない場合。

(2) 保育所保育指針の見方を逸脱した内容となっていると事務局等が判断したもの。

(3) 各科目の到達目標に著しく達していないと事務局等が判断するもの。

(4) 事務局等が指定した書類のいずれかが提出されていない場合。